

【議案第52号】 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 令和3年人事院勧告に伴い国家公務員の給与の改定が行われたので、これを参考にして職員給与を改定するもの
- （主な改正内容）
 - ・期末手当の支給率の改定

6 月期末手当	職員	1.275 月→1.2 月（△0.075 月）
	再任用	0.725 月→0.675 月（△0.05 月）
12 月期末手当	職員	1.275 月→1.2 月（△0.075 月）
	再任用	0.725 月→0.675 月（△0.05 月）
 - ・令和4年6月に支給する期末手当の特例
令和4年6月に支給する期末手当の額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、職員区分ごとに定める次の割合を乗じて得た額を減じた額とするもの

職員	127.5 分の 15
再任用職員	72.5 分の 10
 - ・飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の読替えの文言を整備するもの
- 公布の日から施行

【議案第54号】 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)

- 専決第4号(令和4年3月31日専決)
- 地方税法等の改正(令和4年3月31日公布)に伴うもの
- （主な改正内容）
 - ・土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とするもの
 - ・貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設するもの
- 令和4年4月1日から施行

【議案第55号】 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

- 専決第5号(令和4年3月31日専決)
- 地方税法施行令の改正(令和4年3月31日公布)に伴うもの
- （主な改正内容）
 - ・賦課限度額の引上げ

基礎課税額分	63万円	→	65万円
後期高齢者支援金等課税額分	19万円	→	20万円
- 令和4年4月1日から施行

【報告第3号】 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第6号(令和4年4月6日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 52,540円(修理費用額131,350円の内、市の過失4割)
- ・発生日時 令和3年11月16日(火)午後10時5分頃
- ・発生場所 飯塚市新飯塚地内 市道 芳雄本通り2号線
- ・事故の状況 相手方車両が芳雄町方面から新立岩方面へ走行中、左折時に溜柵のグレーチング蓋が跳ね上がり、左側後輪のパンク及び車両左側後部を損傷させたもの

【報告第4号】 専決処分の報告(人身傷害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第7号(令和4年4月20日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 86,580円(市の過失10割)
- ・発生日時 令和3年7月1日(木)午後7時40分頃
- ・発生場所 飯塚市天道地内 大将陣公園内の階段
- ・事故の状況 大将陣公園の駐車場から、階段を降りていたところ、石積みの階段の一部が崩れ、転倒し、骨盤等3箇所を骨折したもの